

デジタル化推進に関して皆様のご協力をお願い申し上げます！

全国社会保険労務士会連合会では、社労士の使命としてマイナンバーカードの普及促進に取り組む姿を、広く国民に周知しております。また、会員の皆様のデジタル化推進に向けて、主に、以下の取り組みを行っております。皆様からのご協力及びご参加の程何卒よろしくお願い申し上げます！

1. 顧問先等にマイナンバーカード取得の説明をした件数を入力できます。

下記 QR コードから特設サイト (A) にアクセスいただくと、全国の社労士が参加する顧問先等へのマイナンバーカード取得勧奨総件数をご覧いただけます。特設サイトの背景が、取得勧奨件数に応じて賑やかに変化していきます！是非この機会に顧問先や身近な方々へのご説明をお願いいたします。



(A) . 全国社会保険労務士会連合会 デジタルの日特設サイト
<https://www.sr-message.jp/digital/>

(A) の特設サイトの取得勧奨件数は、下記 QR コード (B) のサイト内の緑色バナー「顧問先等への取得勧奨入力」から入力可能です。

また、同様に (B) のサイト内の青色バナー「社労士会員の取得状況調査」から、ご自身のマイナンバーカード取得状況についても回答できます。こちらはマイナンバーカード取得前にご回答いただいた場合でも、取得後に上書き変更できる仕組みになっています。



(B) . 全国社会保険労務士会連合会 会員専用ホームページ
「マイナンバーカード取得状況調査について」
<https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/tabcid/768/Default.aspx> ※会員専用ホームページの
「登録番号」は 8 桁の社労士登録番号、パスワードの初回ログインは生年月日 8 桁となります。

2. SRP II 取得についてご検討をお願い申し上げます。

連合会では、個人情報及び特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の保護に関して、社会保険労務士事務所の個人情報保護認証制度（SRP II）を行っています！

SRP II 取得のメリット！

- ①顧問先に認証マーク（下部みほん参考）を通じて特定個人情報等の保護が万全であることをお知らせできます。
- ②サイバーセキュリティ対策として標的型メール訓練のサービスを無償で受けられます。
- ③自治体のマイナンバーに対するセキュリティレベルと同等であることを示すことができる特定個人情報保護評価書を策定いただくことができます。※社労士特定個人情報保護評価書（ひな形）はプライバシーマークを運営する JIPDEC から確認書による認定を受けております。

詳しい申込方法は下記 QR コード (C) のサイトからご確認くださいますようお願い申し上げます。



認証番号: 123456789



(C) . 全国社会保険労務士会連合会 会員専用ホームページ
「SRP II 新規申込方法」
https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/related_information/tabcid/327/Default.aspx